

## NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報

2021年1月 No.53

### 米国輸出管理規制アップデート～エンティティ・リストの更新と FAQsの公表～

弁護士 塚本 宏達

弁護士 下村 祐光

#### はじめに

2020年12月18日、米国商務省産業安全保障局（the U.S. Department of Commerce's Bureau of Industry and Security）（以下、「BIS」といいます。）は、米国の国家安全保障上懸念のある個人・法人等のリストであるエンティティ・リストに77の主体を追加するための最終規則（以下、「本最終規則」といいます。）を公表しました<sup>1</sup>。本最終規則は即日効力を生じるものとされており、追加された主体の内訳は、半導体受託生産の中国最大手である中芯国際集成电路製造（Semiconductor Manufacturing International Corporation、SMIC）をはじめとする中国企業が中心を占め、その他ブルガリア、フランス、ドイツ、香港、イタリア、マルタ、パキスタン、ロシア、アラブ首長国連邦の主体も含まれています。

また、同日、BISは、2020年8月17日に公表された米国原産技術等の直接製品のファーウェイ向け輸出・再輸出に関するルール（以下、「ファーウェイ向け直接製品ルール」といいます。）についてのFAQsを公表しています<sup>2</sup>。ファーウェイ向け直接製品ルールは規制対象が広くファーウェイとの既存取引に大きく影響を与える一方、その内容が複雑で規制内容の理解が必ずしも容易でない側面もあり、同FAQsは実務上参考になる点を含んでいます。

本ニュースレターではこれらの点を含む米国輸出管理規制（Export Administration Regulations、EAR）に関する最新のアップデートについて紹介します<sup>3</sup>。

#### 本最終規則のポイント

##### 1. エンティティ・リストの概要

エンティティ・リストとは、EARのもとで整備されている、米国の国家安全保障や外交政策に反する活動に関与していると考えられる個人、法人及び団体等のリストのことをいいます<sup>4</sup>。エンティティ・リストでは、エンティティ名とともに、当該エンティティに対して輸出等を行う際に許可の対象となる品目等がリストの形式で整理さ

<sup>1</sup> <https://public-inspection.federalregister.gov/2020-28031.pdf>

<sup>2</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/2681-2020-fpdp2-faq-120820-ea/file>

<sup>3</sup> なお、輸出管理規制の他にも、米中摩擦を背景とした、日本企業にも影響のある米国法上の規制は存在します。そのうち、2020年8月に施行された米国国防権限法については、「米国政府による HUAWEI 製品等の排除～国防権限法 889 条の施行～」(NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No. 50) でご紹介しています。

<sup>4</sup> <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/2326-supplement-no-4-to-part-744-entity-list-4/file>

れています。こうしたエンティティ・リスト掲載者への輸出規制は、購入者、中間荷受人、最終荷受人又はエンド・ユーザー等の立場で当該エンティティ・リスト掲載者が取引に関与する場合に適用されます。

今回 SMIC 及びその 10 の関連会社は、中国における軍民融合戦略 (military-civil fusion doctrine) の結果等を理由としてエンティティ・リストに追加されました。その他に、①悪意ある遺伝子収集・分析やハイテクによる監視、そして、世界中の抑圧的な政権を支援する製品輸出に関与していることを理由として、AGCU ScienTech、China National Scientific Instruments & Materials、DJI、Kuang-Chi Group が、②中国が南シナ海における実効支配の動きを強めることを可能にしていることを理由として China Communications Construction Company が、③人民解放軍 (People's Liberation Army、PLA) のためのプログラムを支援して、米国原産品を取得し、または取得を試みたことを理由として China State Shipbuilding Corporation の Research Academy や Research Institute、Beijing Institute of Technology 等が追加されています。

## 2. エンティティ・リスト掲載者との取引における留意点

### (1) LICENSE REQUIREMENT・LICENSE REVIEW POLICY の確認

エンティティ・リストでは、エンティティ・リスト掲載者毎にどのような製品の輸出等が許可の対象となるかが特定されています ("LICENSE REQUIREMENT")。SMIC をはじめ今回新たに追加されたエンティティ・リスト掲載者については、いずれも "All items subject to the EAR" 又は "For all items subject to the EAR" という形で EAR の対象とする全ての品目が許可の対象とされています。EAR が規制対象とするのは、①米国内にある全ての品目に加え、②現所在地を問わず、米国原産の全ての品目、③一定範囲 (中国向けについては 25%) を超えて米国原産品を組み込んだ外国製品、④所定の米国原産の技術・ソフトウェアを直接使用して作られた外国製品であり、通商規制表 (commerce control list) に記載されていない EAR 対象品目 (EAR99 と分類される品目) であっても広く許可の対象となることには留意が必要です。

また、エンティティ・リストではエンティティ・リスト掲載者毎に許可申請がなされた場合の当局による検討方針も特定されています ("LICENSE REVIEW POLICY")。SMIC の例でいえば、"Presumption of denial" とされており原則として当該申請は拒否されることとされています。もっとも、これは、「高度のテクノロジー・ノード (10 ナノメートル以下) における半導体の製造に固有に必要とされる品目」について適用されるものであり、それ以外の品目についてはケースバイケースで判断されることとされています。

### (2) 関連会社への適用

エンティティ・リスト掲載の効果は掲載企業自体 (支社や事業部門を含みます。) に対してのみ及ぶものであり、エンティティ・リストに掲載されていない当該企業の関連会社にまでその規制対象が及ぶものではありません。しかしながら、BIS は、エンティティ・リスト掲載企業の非掲載関連会社向けと知りながら EAR の規制対象品目の取引を行う際には、①該当製品が最終的にエンティティ・リスト掲載企業に向けられたものではないこと、②自己の取引相手が、エンティティ・リスト掲載企業とは別法人であること (支社や事業部門でないこと) について注意深く確認することを要請しています。

### (3) 経過措置 (saving clause)

2020 年 12 月 18 日の公表によりエンティティ・リストに追加された各主体との取引については、以下のとおり経過措置が設けられています。すなわち、2020 年 12 月 18 日以前に輸出・再輸出等について許可が不要であった品目に関し、同 12 月 22 日時点 (注: 本最終規則の Federal Register 掲載時) で、海外の目的地に向けた輸出・再輸出に係る現実の発注に基づき輸出・再輸出港への輸送中であったものについては、引き続き許可なく当該目的地に向けて輸送することが可能とされています。

## FAQsのポイント

### 1. ファーウェイ向け直接製品ルールの概要

ファーウェイ向け直接製品ルールのもとでは、

(a)EARの規制対象である特定のECCNに該当する技術・ソフトウェアの直接製品（以下、「脚注1(a)該当品」といいます。）、又は

(b)EARの規制対象である特定のECCNに該当する米国原産の技術・ソフトウェアの直接製品であるプラント（又はそれを主要な構成部分<sup>5</sup>とするプラント）により米国外で製造された製品（以下、「脚注1(b)該当品」といいます。）

について、

(1)ファーウェイが製造、購入若しくは発注した部品、構成部分若しくは設備の製造・開発に使用されること、又は

(2)ファーウェイが購入者、中間荷受人、最終荷受人若しくはエンド・ユーザー等として取引に関与することを知りながら輸出・再輸出等を行うことが許可の対象とされています。

### 2. FAQsのポイント

ファーウェイ向け直接製品ルールは内容が複雑であり規制内容の理解が必ずしも容易でない側面もあるため、このFAQsの公表が望まれていました。実務上検討対象となることが多いと思われるポイントを以下で紹介いたします。また、BISは、このFAQsは今後も更新される可能性があるため、更新の有無を定期的にチェックする必要があるとしています。

#### (1) 脚注1(a)・1(b)該当品を含む製品の取扱い

とある製品が脚注1(a)該当品又は脚注1(b)該当品である部材を組み込んでいる場合、当該製品も当然にファーウェイ向け直接製品の適用対象となるかが問題になります。これについては、FAQの12番で、とある製品が脚注1(a)該当品又は脚注1(b)該当品である部材を組み込んでいる場合、必ずしもそのことのみをもって直ちに当該製品もファーウェイ向け直接製品ルールの対象となるものではないとの見解が示されています。もっとも、当該製品が他の理由によりEARの対象となるかどうかは検討する必要がある点は留意が必要です。

#### (2) サプライチェーンにおける許可申請のあり方

脚注1(a)該当品又は脚注1(b)該当品のサプライヤーが当該品目のファーウェイ向けの輸出・再輸出等について許可を取得している場合、当該品目をサプライヤーから受領する中間受領者が当該品目をファーウェイ向けに取引するに際し別途独自に許可を取得する必要があるかが問題になります。これについては、FAQの16番で、中間受領者はサプライヤーの許可に依拠することができる（すなわち、独自に許可を申請する必要はない）との見解が示されています。この場合、中間受領者は、サプライヤーの許可に依拠する前に、当該許可及びその条件について書面で十分に確認する必要があります。

同様に、ファーウェイへの直接の販売業者がEAR上必要とされる許可を得て脚注1(a)該当品又は脚注1(b)該当品を販売している場合、当該販売業者に製品を供給しているサプライヤーは別途許可を取得する必要があるかが問題になります。これについては、FAQの20番で、サプライヤーは別途許可を申請する必要がないとの見解が示されています。この場合、販売業者はサプライヤーに対して自身が許可を得ていることを十分に説明するとともに、サプライヤーも、販売業者が許可を得ていること、許可に付されている条件があればその内容について書面で十分に確認する必要があります。

<sup>5</sup> 「主要な構成部分」の定義は広く、製造のどの工程（プロダクト・エンジニアリング、製造、統合、据付、検査、テスト、品質保証といった工程が例示列挙されています。）で用いられる装置であってもプラントの主要な構成部分にあたるかとされています。

## 今後に向けて

上記で紹介したアップデートの他、BISは、2020年12月23日に、①57の中国企業と45のロシア企業を「軍事目的使用者（military end users）」として指定するリスト（Military End User (MEU) List）<sup>6</sup>、②香港を独立の目的地から削除する<sup>7</sup>法改正をそれぞれ公表しました。米国・中国の双方でサプライチェーンに組み込まれる日本企業にとっては影響のある法令のアップデートが次々と実施されており、引き続き規制の最新の動向について注視する必要があります。

2021年1月21日

<sup>6</sup> EAR上、EARのSection 774のSupplement 2に規定される品目について、当該品目の全部又は一部が軍事利用目的（military end use）又は軍事目的使用者（military end users）に利用される認識がある者については、中国、ロシア及びベネズエラに対する輸出等に関して許可を要求しています。BISは、MEU List掲載企業に対する輸出等は軍事利用目的（military end use）又は軍事目的使用者（military end users）に利用される容認しがたいリスクがあることから、許可を取得する必要があると説明しています。

<sup>7</sup> 今後は、香港はEARの適用との関係では中国本土と同じように扱われることとなります。

### [執筆者]



**塚本 宏達**（弁護士・パートナー）

hironobu\_tsukamoto@noandt.com

1998年京都大学法学部卒業。2005年The University of Chicago Law School卒業(LL.M.)。2005年～2007年にWeil, Gotshal & Manges LLP（シリコンバレーオフィス）に勤務。2000年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP）共同代表。ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。



**下村 祐光**（弁護士・アソシエイト）

yuko\_shimomura@noandt.com

2008年慶應義塾大学法学部法律学科中退（3年次修了後、法科大学院へ進学）。2011年慶應義塾大学法科大学院修了。2018年New York University School of Law卒業(LL.M.)。2012年長島・大野・常松法律事務所入所。2018年～2020年長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP）勤務。2020年12月、長島・大野・常松法律事務所東京オフィスに復帰。入所以来、M&A、ファイナンス取引を中心とした案件に従事し、近時は輸出管理規制などの米中摩擦対応についてもアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

## NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として2010年9月1日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

## 長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、

<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[newsletter-us@noandt.com](mailto:newsletter-us@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませお願いいたします。